

復興特区における税制及び減収補填の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却		選択 適用 ⇔	税額控除(※1)		※1 税額控除は、税額の20%が限度。 但し、4年間の繰り越しが可能。 ※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。
	取得等時期 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31		取得等時期 資産等区分	R3.4.1～R6.3.31	
	機械装置	50%		機械装置	15%	
	建物等	25%		建物等	8%	

法人税等の 特別控除 (法38条)	雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※2)		※2 指定後5年間、税額の20%が限度。 ※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。
	指定日	R3.4.1～R6.3.31	
	控除率	10%	

新規立地 促進税制 (法40条)	新設法人の再投資等準備金積立額の 損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)	+	再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <th colspan="2">指定を受ける際の投資規模要件</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大企業</th> <th style="text-align: center;">中小企業者等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">初年度 3億円</td> <td style="text-align: center;">①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円</td> </tr> </table>	指定を受ける際の投資規模要件		大企業	中小企業者等	初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円
指定を受ける際の投資規模要件										
大企業	中小企業者等									
初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円									
	※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。									

研究開発 税制(法39条)	開発研究用資産について取得価額の 50% (中小企業者等(※3)以外は34%)を特別償却	+	左記開発研究用資産の償却費の 一部を税額控除	※3 租税特別措置法第42条の4第8項 第7号に規定する中小企業者又は同 項第9号に規定する農業協同組合等。 ※ 改正後の復興特区法に規定する特定 復興産業集積区域の区域内に限る。
------------------	--	---	---------------------------	--

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	R3.4.1～R6.3.31	※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。
減収補填の上限額	10/10	

令和6年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が特定復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

- 機械・装置 : 取得価額の50%の特別償却、15%の税額控除(※2)
- 建物・構築物 : 取得価額の25%の特別償却、8%の税額控除(※2)

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

特別償却・税額控除の率（特別償却と税額控除は選択適用）

取得等時期 資産等区分	特別償却	税額控除
	R3.4.1～R6.3.31	R3.4.1～R6.3.31
機械・装置	50%	15%
建物・構築物	25%	8%

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

○ 建築物整備事業の対象資産要件((1)又は(2)のいずれか)

(1) 耐火建築物であること、かつ、次のいずれかを満たすこと

- ・延べ面積 1,500㎡以上
- ・地上階数3以上・屋上広場
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 5,000万円以上

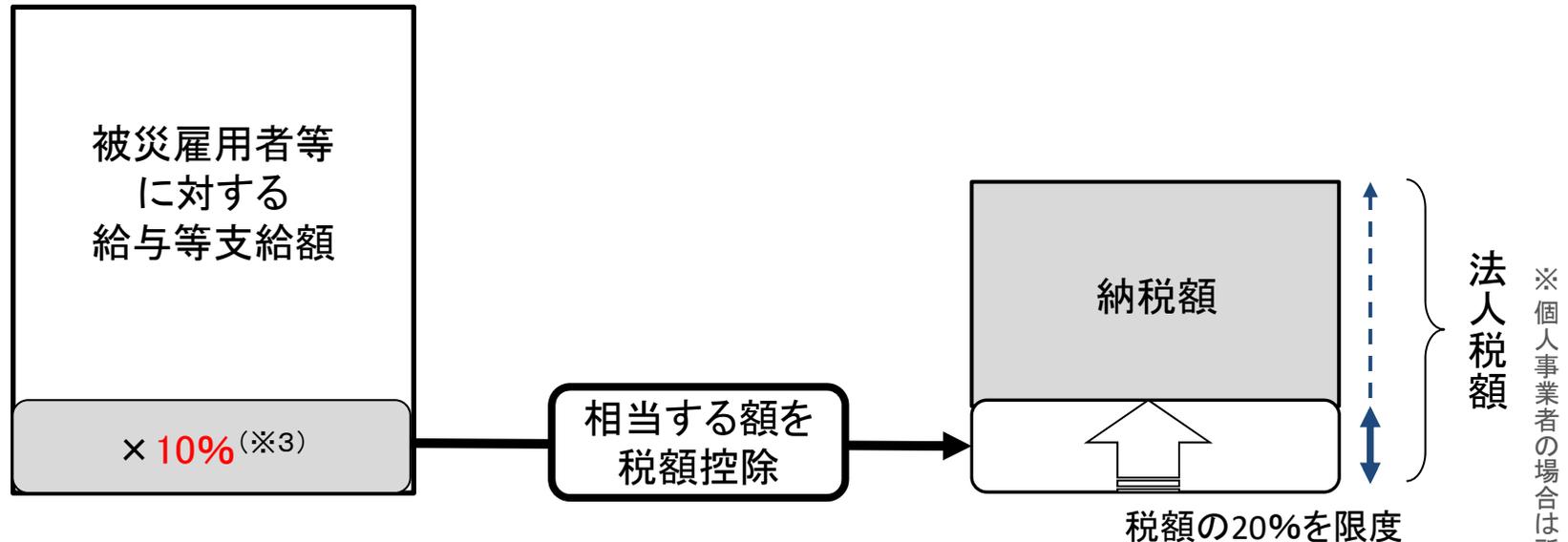
(2) 「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること(非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと <平成28年度税制改正で追加>

- ・延べ面積 750㎡以上
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 2,500万円以上

※令和3年度以降、特定復興産業集積区域の対象外となる区域において、本特例措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例を令和5年度末まで適用することが可能。

※ 本特例措置<法37条>、被災者雇用の特別控除<法38条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>はいずれかの選択適用

令和6年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人^(※1)が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等^(※2)に対する給与等支給額の10%^(※3)を税額の20%を限度として控除できる。



(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 雇用されている被災者。被災者とは次のいずれかの者。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(※3) 控除率は下表のとおり

	R3.4.1～R6.3.31
控除率	10%

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

※個人事業者の場合は所得税額

- (1) 令和6年3月31日までの間に指定^(※1)を受けた特定復興産業集積区域^(※2)内に本店を有する法人(復興推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、**所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入**できる。
- (2) 特定復興産業集積区域^(※2)内で機械又は建物等に**再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却**できる。(なお、準備金の取崩し期間は5年間。)

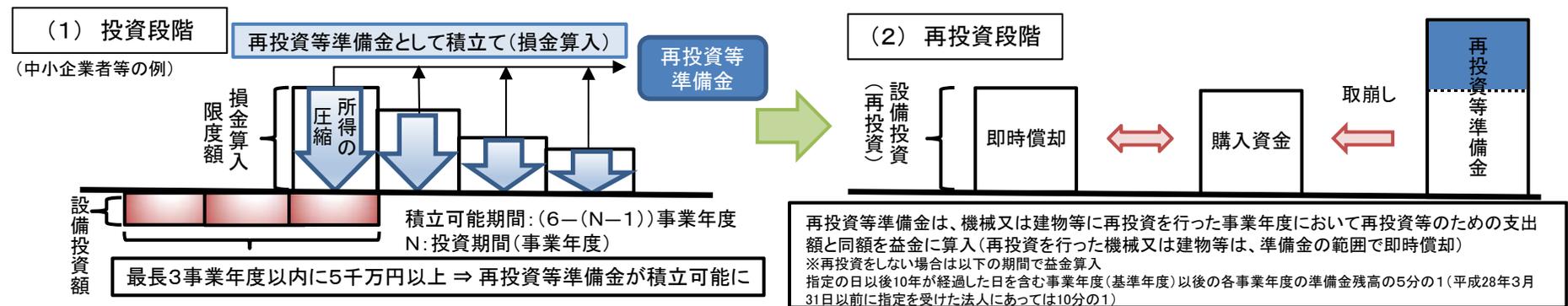
(※1) 指定を受ける際の主な要件

(※2) 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。

- ① 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと(法第40条第1項)
- ② 特定復興産業集積区域内に本店を有すること(規則第17条第1項第1号)
- ③ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること(規則第17条第1項第1号)
- ④ 積立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと(規則第17条第1項第2号)
ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能(規則第17条第1項第10号)【H26税制改正対応】
(イ) 法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
(ロ) その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること
- ⑤ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること(規則第17条第1項第4号・第5号)
- ⑥ 【H28税制改正対応】指定を受ける際の投資規模要件(規則第17条第1項第3号)

指定を受ける際の投資規模要件	H28税制改正前(H28.3.31以前指定)	H28税制改正後(H28.4.1以降指定)
大企業	指定を受ける事業年度に3億円 (単年度投資)	同左
中小企業者等	指定を受ける事業年度に3千万円 (単年度投資)	最大3事業年度内で5千万円でも可(※3) (複数年度投資)

(※3) 単年度投資の要件を満たしていない場合であっても、指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、その投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後に適用可能

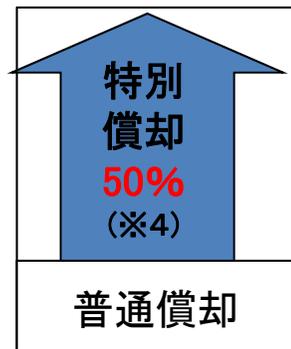


※本特別措置<法人のみ、法40条>、機械等に係る特別償却等<法37条>、被災者雇用の特別控除<法38条>は、いずれかの選択適用。

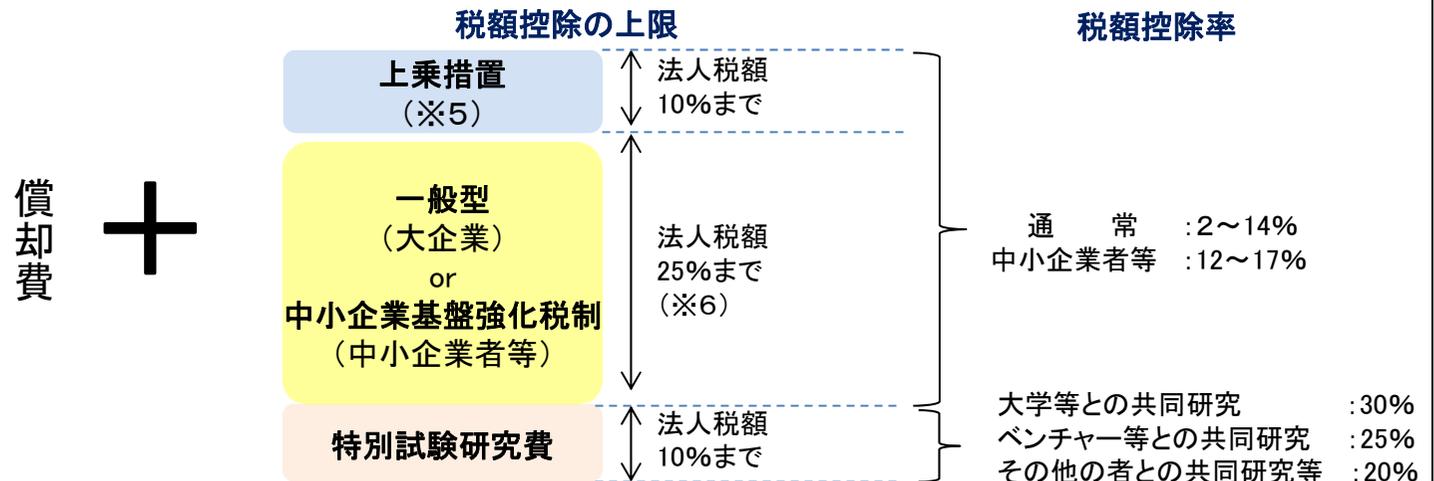
- (1) 令和6年3月31日までの間に特定復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の**50%(中小企業者等(※2)に限る。それ以外は34%)**まで特別償却ができる。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除の適用ができる(※3)。

※ 改正後の復興特区法に規定する
特定復興産業集積区域の区域内に限る。

(1) 減価償却



(2) 研究開発税制の特例



- (※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2) 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。
- (※3) 大学等との共同研究の特別試験研究費がある場合は当該研究費の30%、ベンチャー等との共同研究の特別試験研究費がある場合は当該研究費の25%を税額控除(法人税額の10%を上限)。
- (※4) 中小企業者等(※2)に限る。中小企業者等(※2)以外は34%。
- (※5) 対売上高試験研究費割合が10%超の場合若しくは、中小企業者等においては、前三カ年の試験研究費の平均に対して9.4%試験研究費を増加させている場合
- (※6) コロナ前(2020年1月より前に終了する事業年度)と比較し、①.売上が2%以上減少しているにも関わらず、②.試験研究費を増加させる場合は30%。
なお、研究開発ベンチャー(設立10年以内で、翌事業年度に繰越される欠損金があること等の要件を満たすもの)の場合は40%。

※令和3年度以降、特定復興産業集積区域の対象外となる区域において、本特例措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例を令和5年度末まで適用することが可能。

地方公共団体が対象事業者に対し、条例で課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、令和5年度まで震災復興特別交付税により補填する措置。

<制度の概要>

①の事業者が実施した②の事業に係る③の税目について、課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収額を④に基づき震災復興特別交付税の算定の基礎に算入。(※1)

①対象事業者	令和5年度末までに認定地方公共団体から復興特区法の指定(※2)を受けた個人事業者又は法人
②対象事業	令和5年度末までに復興特区法の課税の特例の適用を受ける施設又は設備の新設又は増設(※3)
③対象税目	事業税、不動産取得税、固定資産税
④補てんの上限	10/10

(※1) 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5ヵ年度分を対象。

(※2) 機械等に係る特別償却等<法37条>、研究開発税制<法39条>、新規立地促進税制<法40条>に係る指定

(※3) 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

<震災復興特別交付税による減収補填措置のイメージ>

